

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年10月27日付けの生活保護費徴収金決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った徴収金額決定処分（徴収決定額4,482,528円。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から本件処分が違法又は不当であると主張する。

なぜ今になっての請求なのか。仕事ができなため返済不能。なぜこの期間だけなのか。そもそも生活保護の申請は2009年1月に生活保護福祉担当に行っているのに、認可が下りず決定までに一年以上かかっており、その間に病状が悪化し視力を失う障害を負うようになったので生活保護をようやく受給できるようになった。障害年金を受け取れないのなら年金は払ってきた意味はないのでは。年金がちゃんと受け取れないのであれば生活保護費を

受給するまでに負った障害について傷害罪として訴えを起こしたい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 9月 10日	諮問
令和 3年 11月 5日	審議（第61回第2部会）
令和 3年 12月 17日	審議（第62回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の基本原則

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

##### (2) 福祉事務所長等の調査権

法29条1項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は77条若しくは78条の規定の施行

のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、日本年金機構等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる」とされている。

(3) 被保護者の届出義務

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 不正受給に係る保護費等の徴収

ア 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

なお、処分庁は、「法第78条に基づく徴収金への加算等の基準」（令和元年8月5日査察指導員会議決定。以下「加算基準」という。）により、具体的な加算措置の取扱いを定めている。

イ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）IV・4・(1)によれば、法78条の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」とされている。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働

省社会・援護局保護課長通知) 3・①ないし④によれば、法78条の条項を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている。

エ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)(以下「問答集」という。)問13-23・答(3)によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている。

また、問答集によれば、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力(徴収に応ずる能力)が考慮されるというものではない。」とされている(問答集問13-25・答参照)。

(5) 金銭の給付を目的とする権利の時効について

地方自治法236条1項によれば、金銭の給付を目的とする普

通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行使しないときは、時効により消滅すると規定し、また、同条2項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされている。

## 2 本件処分について

### (1) 徴収対象保護費について

ア 職員は、請求人に対する保護が開始された後の平成22年5月26日、請求人に対し、「収入申告書提出の義務について」と題する文書について読み聞かせを行ったこと及び同文書には「収入があったときには、必ず収入申告書で届け出してください。」、「収入申告（無収入申告を含む）は義務教育を終えた受給者全員（高校生を含む）が行わなければなりません。」及び「収入をかくしたり、うその収入申告をしたときには、不正受給（生活保護法第78条）と判断し不正に受給した保護費の全額（さらに40%まで加算されることがあります）を返還してもらいます。」等と保護受給者の収入申告の義務について記載されていることが認められる。

以上の事実から、請求人は、同日以降、年金等の収入があった際には収入について申告する義務があることを認識していたものと認められる。

イ(ア) 次に、所長は、平成30年3月15日に、日本年金機構の回答を受けたところ、請求人が平成22年8月から障害年金を受給していたことを把握したことが認められる。

そして、請求人は、障害年金の受給開始から本件処分における徴収対象期間までの間において1度も収入の申告をしていないことや、平成23年2月9日、職員からの障害年金の受給状況に関する質問に対し、「年金機構から何の返答もな

い」との回答をし、同日無収入申告書を提出したこと並びに同年10月26日、11月24日及び平成25年8月14日に職員を通じて所長に対し無収入申告書をそれぞれ提出したことが認められる。

そうすると、請求人は、平成22年5月26日以降、収入があった場合には申告をすべき義務があることを認識し、実際に同年8月以降、障害年金を受給していたにもかかわらず、収入申告をせず、むしろ、平成23年2月9日、同年10月26日、同年11月24日及び平成25年8月14日に職員を通じて所長に対し無収入申告書を提出したということができる。

これらのことから、請求人は、少なくとも本件処分の徴収対象期間において、障害年金を受給していることを故意に隠蔽し、また、無収入申告書の提出により虚偽の事実を申し立てて保護費を受給していたというべきであるから、「不実の申請その他不正な手段」（法78条1項）により保護を受けていたものと認められる。

(イ) なお、請求人は、平成29年7月19日に、職員の質問に対して、自ら「現在障害年金を受給している」と述べたことから、請求人は、同日以降、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとはいえないとも思われる。

しかし、請求人は、職員が同日、収入申告書の提出を求めたにもかかわらず、年金を受給しているということ以上に障害年金の受給金額等の具体的な申告は何らしておらず、故意に事実を隠蔽して保護を受けていたというべきであるから、請求人は、なお「不実の申請その不正の手段」により保護を受けていたというべきである。

ウ そして、徴収対象期間における徴収決定額である本件未申告金の3,201,808円は、当該期間における支給済保護費

を下回るものであるから、3,201,808円の全額が不正受給保護費となる。

エ 以上のことから、処分庁が、請求人に対し、法78条1項に基づき徴収対象期間を平成27年11月1日から平成30年2月28日までとし、本件未申告金を全額（3,201,808円）徴収対象額とした本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 加算額について

請求人は、平成22年8月以降、障害年金を受給していたにもかかわらず、収入申告をすることなく、所長に対し無収入申告書を提出しており、その期間は、遅くとも平成22年から平成30年までの間で断続的に行われたことが認められる。また、上記(1)で認定した不正受給額（3,201,808円）は100万円を超え、不正受給の期間も2年以上の期間であることが認められる。さらに、請求人は、所長において請求人が障害年金を受給していることを把握するまでの間に当該年金収入に係る資料の提供は行っておらず、調査に協力的であったという事情も認められない。

以上の事実からすると、処分庁が請求人の保護費の不正受給は悪質なものであるとして、法78条1項及び加算基準に当てはめて、徴収対象額（3,201,808円）の100分の40に相当する額1,280,720円を加算額としたことに違法又は不当な点は認められない。

(3) 徴収対象合計額について

上記(1)及び(2)より、請求人から徴収すべき合計額は、4,482,528円（3,201,808円+1,280,720円）となるから、これに一致する本件処分は、上記1の法令等の規定に基づいてなされた適正な処分ということができ、徴収額の算定に違算等の事実も認められないから、これを違法又は不当なものということとはできない。

### 3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、上記第3のとおり返済不能であると主張するが、上記1・(4)・エのとおり、法第78条に基づく費用の徴収は、損害追徴としての性格のものであり、その徴収額の決定に当たり資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではないから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当であるということはいできない。

また、請求人は、年金を払ったのに障害年金を受け取れないのであれば意味がない等と主張するが、本件処分が法に則ってなされた適正なものであることは上記2で述べたとおりであり、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当であるということはいできない。

- (2) ところで、請求人は、平成29年7月19日、「障害年金は、保護開始時に職員と一緒に手続をしたため、職員において請求人が年金を受給していることは把握していると思った」と述べ、収入申告書を提出する義務があることを認識していなかったとも考えられる。

しかし、請求人が、職員と一緒に年金に関する手続を行ったと認める証拠はなく、また、職員は、平成22年5月26日に請求人に対して、収入申告の義務について説明したこと、平成23年2月9日に請求人に対して年金の受給状況を尋ねていること、これに対して請求人は、処分庁において把握済みであるといった反論をしていないことが認められる。このような状況からみて、請求人において、上記のような発言をしたことをもって、収入申告書を提出する義務があるとの認識がなかったとまでは認められない。

- (3) なお、請求人は、徴収対象期間について不服を述べていることから、念のため以下に述べる。

処分庁は、本件処分を行った令和2年10月27日より5年を



超えて遡った時期において支給された保護費（本件では平成27年10月分以前に支給された保護費）の費用徴収権については、時効（地方自治法236条1項）により消滅している点を考慮して、本件処分の徴収対象期間の始期を平成27年11月1日としたことが認められる。また、処分庁は、日本年金機構の回答により、請求人の年金受給状況を把握した平成30年3月以降の保護費の過支給分については、法63条に基づいて返還を求めるべきと判断した上で、本件処分の徴収対象期間の終期を平成30年2月までとしたことが認められる。

これらのことから、処分庁は、本件処分の徴収対象期間を平成27年11月1日から平成30年2月28日までとしたものと認められ、当該期間において請求人が「不実の申請その他不正の手段」により保護を受けていたことは上記2のとおりであるから、本件処分の徴収対象期間の点に何ら違法又は不当な点はない。

したがって、請求人の主張は理由がないというほかない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）